

## 社会福祉法人雄心会 調理業務委託契約仕様書

### 1 業務場所

本契約に係る調理業務の委託は、下記の施設とする。

- (1) 北海道北斗市清水川4番地1 介護老人保健施設いなほ
- (2) 北海道北斗市清水川1番地1 (仮称)複合型施設いなほ

注意：上記施設に併設される事業所において、利用者への給食サービスの提供が必要な場合、その提供に係る全ての業務を含む。

### 2 業務内容

社会福祉法人雄心会（以下「本法人」という。）が、委託する給食サービス業務は、次のとおり。

- (1) 次の入所利用者等に対し、朝食、昼食、おやつ（「(仮称)サービス付き高齢者向け住宅花木槿」利用者を除く。）、夕食を提供すること。

施設（事業）名	定員
介護老人保健施設いなほ	96
(仮称)地域密着型特別養護老人ホームほあかり	27
(仮称)ショートステイほあかり	3
(仮称)サービス付き高齢者向け住宅花木槿	44

- (2) 次の通所利用者等に対し、昼食、おやつ（「(仮称)デイサービスセンターいちほ」及び「(仮称)多機能型自立訓練いちほ」利用者を除く。）を提供すること。

事業名	定員
通所リハビリテーションいなほ	45
(仮称)デイサービスセンターいちほ	60
(仮称)多機能型自立訓練センターいちほ	19

※通所介護は日曜日及び年末年始は休業。多機能型自立訓練は、日曜日及び年末年始は休業。

- (3) 上記（1）及び（2）に勤務する職員への給食を提供すること。
- (4) 受託者は、献立表に示された食材の料、味付け等において入所、通所者の食欲をそそるような創意工夫及び適正温度の確保に留意し、かつ所要の栄養量の確保に努めること。  
なお、調理は、当日行うこと。（前日調理は認めないこと。）
- (5) 上記（1）ないし（3）に係る委託業務の分担区分は、別紙1のとおりとすること。
- (6) 上記（1）ないし（3）に係る負担区分は、別紙2のとおりとすること。

(7) 配膳・下膳時刻は下記のとおりとすること。なお、配膳及び下膳は各階の本法人が指定する場所まで配膳者等により行うこと。(ダムウェーター使用の場合はこの限りでない。)

- ① 介護老人保健施設いなほ、(仮称)地域密着型特別養護老人ホームほあかり、  
(仮称)ショートステイほあかり、通所リハビリテーションいなほ

配膳時間	朝食	8時00分
	昼食	12時00分
	おやつ	15時00分
	夕食	18時00分

下膳時間	朝食	8時45分
	昼食	12時45分
	おやつ	15時45分
	夕食	18時45分

- ② (仮称)デイサービスセンターいちほ、(仮称)多機能型自立訓練センターいちほ

配膳時間	朝食	
	昼食	12時00分
	夕食	

下膳時間	朝食	
	昼食	12時45分
	夕食	

- ③ (仮称)サービス付き高齢者向け住宅花木権

配膳時間	朝食	7時45分
	昼食	12時00分
	夕食	18時00分

下膳時間	朝食	8時45分
	昼食	13時00分
	夕食	19時00分

(8) 特別(治療)食は、別紙3により使用食品種類及び使用数量を記載した作業指示表により調理を行い、本法人の栄養士が確認すること。

(9) 調理は、本法人から指示された食数に基づき行うこと。

(10) 検食用及び保存食として本法人から指示された食事数を用意すること。

(11) 保存食として50グラム以上をマイナス20℃以下で2週間以上保存すること。  
ただし、行政上の指示があった場合はそれに従う者とする。

(12) 配膳は、各個の摂食時刻に食事が良好な状態で提供されるよう適温保持等の時間的条件等を十分に考慮して盛り付け等の配膳を行うこと。

(13) 給食材料については、納品時又は調理時に品質・鮮度等の安全性を十分に確かめ使用し、保管に当たっては、汚染・腐敗等の発生を招くことのないよう衛生的で安全・良好な状態で保管すること。

(14) 調理設備等については、別紙4機器一覧表、その配置等については別紙5厨房レイアウト

ト参考図のとおりであること。

### 3 留意事項

- (1) 労働基準法及び衛生関係諸法規、保健所等の行政上の指導を遵守するとともに、事業者自ら食中毒等の給食事故の発生防止に努めること。
- (2) 従業員の健康診断を年1回以上、検便を月1回以上行い、その結果を本法人に報告すること。
- (3) 従業員に対し衛生、調理技術、防火・防災、コンプライアンスについて、定期的に教育及び訓練を実施すること。また施設側より要請があった場合、当該施設が実施する防災教育及び訓練等にも参加、協力を惜しまないこと。
- (4) 受託者は業務計画書を作成して、本法人に提出し承認を得ること。また、受託者は業務計画に基づき実施した毎日の実績を日誌に記載し本法人へ提出すること。
- (5) 受託者は、公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保障制度に加入している者、または代行保障体制を証明できる者とする事。

### 4 その他

前記2の(4)に関連した「献立表実施例」及び「実施献立表」は別添資料のとおり。

なお、この「別添資料」については、本法人ホームページからダウンロードすることができないので、必ず「(仮称)複合型施設いなほ調理業務委託契約に係るプロポーザル方式による入札説明書」の3に記載してある交付場所で交付を受けること。